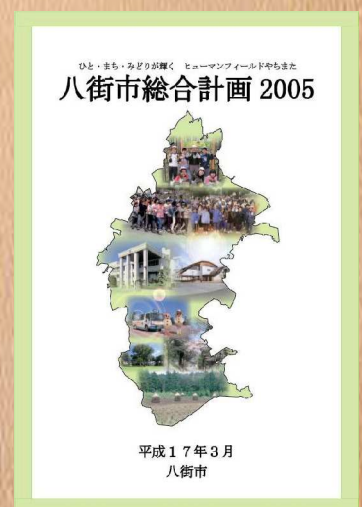


パブリックコメント 手続き 結果公表

たくさんの意見
ありがとうございました



パブリックコメント手続きとは

- ・パブリックコメント手続きとは、重要な計画などを立案する際、その計画(案)と関連資料などを広く市民の皆さんに公表し、意見をいただくとともに、その意見を計画(案)にいかせるかどうか検討し、その見解を公表するものです



手続きの概要

- 1. 募集対象 八街市総合計画基本構想(案)
- 2. 募集期間 平成16年9月14日
~27日
- 3. 公表場所 企画課・市ホームページ
情報公開コーナー・
中央公民館



意見の件数及び採用

1. 意見の件数 9人から20件の意見

2. 意見の採用

①第3節まちづくりのテーマ「二の街めざします！安全で安心な街」の内容について、内容が人災に限られているので、自然災害も捉えるべきという意見があり下記のように改正する

○改正前

警察や消防・救急体制の強化された、犯罪や交通災害などに対する不安のない街

○改正後

警察や消防・救急体制が強化された、災害に強く、犯罪や交通事故の少ない街

その他の意見



その他の意見については、すでに基本構想で捉えていると判断。

その他の意見一覧

- 土地利用に対する市の規制強化
- 移送サービスの充実による障害者の社会活動参加促進
- 個別浄化槽の管理維持負担の軽減
- 震災時に農地に仮設住宅を建てられるようにする
- 駅前整備
- 地域の人々の理解と協力の下に進めるバリアフリー
- 道路整備、歩道整備
- 自然を生かした憩いの場の整備
- 八街市独自の文化の形成
- 耕作放棄地の活用
- 榎戸駅周辺で農業ができる施策
- 行政と市民の街づくり委員会の設置
- 自治会制度の全面見直し
- 図書館サービスの向上
- 図書館運営の工夫
- 徴税体制の強化
- 歳出の見直し・節約
- 企業誘致
- 市民が市民として義務と責任を自覚し、信頼と信用を得る活動を構築する

* 介護保険サービスと障害者福祉の選択の自由、道路側溝の管理負担の軽減と言う意見は、要望として受け取りました。